



ニュース

No.32

しぐなるあいず

NPO 法人 成年後見センターしぐなるあいず 代表者理事 蒲田孝代

事務局: 松戸市松戸 1292-1 シティハイツ松戸101

TEL: 047-702-7868 FAX: 047-702-7869

Eメール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp ホームページ: <http://www.signaleyes.biz/>

第 32 号 令和 3 年 5 月 25 日 発行

あたらしい役員の紹介

2020 年の春から理事になりました、衣笠 壮(きぬがさつよし)と申します。私は、9 年前に父が亡くなった際に、残された母に統合失調症と認知症があったことから、初めて成年後見制度と直接かかわりました。その後、2017 年の秋に、妻の母が当法人の理事長・蒲田孝代弁護士に成年後見保佐をしてもらうことになったご縁で、初めて「しぐなるあいず」について知りました。当時の私は、勤めていた幼稚園を早期退職して、身体の障がいので車椅子を利用しながら暮らしている妻の介護を中心とする生活を送っていましたが、理事長からお誘いを受けて、「しぐなるあいず」の事務局で銀行口座の手続きなどを手伝うようになりました。それから 1 年半が経ち、「しぐなるあいず」を立ち上げの時から中心となって支えて来られた早木紀基さんが理事を退任されたことに伴って、後任の理事としてメンバーに加えていただくことになりました。

少子高齢化が進む我が国においては、成年後

見等の社会的サポートを必要とする人は、今後も増え続けるものと思われま。そうした中で、専門職と市民協力員、そして法人事務局のスタッフが役割分担をして協力しながら被後見人の生活を支えていく「しぐなるあいず」の法人後見は、これからもこの地域でますます必要とされていくことと信じます。私はクリスチャンなので、新約聖書に書かれている言葉を一つ紹介させていただきます。「そこで、王は答える。『はっきり言うておく。わたしの兄弟であるこの最も小さい者の一人にしたのは、わたしにしてくれたことなのである。』」

(マタイによる福音書 25 章 40 節)

「しぐなるあいず」が、助けを必要としている、社会的な力の最も小さい人たちの隣人となっていくことができますように…と祈りつつ、微力ながらその一助となっていけるよう励んでいきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

後見等の受任件数

2021年3月末時点での受任件数は累計で224件となりました。その内62件が終了していて、現在支援をしている方の数は162件となっております。

後見等実施中の内訳（件）

類型別内訳				障害等の内訳				
後見	保佐	補助	未成年 後見	認知症	知的	精神	高次 脳機能	未成年
102	56	1	3	57	60	34	8	3

ニュース mini

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインの公表

「意思決定支援」とは、本人に情報を分かりやすく説明し、選択肢を示すなど「自分の事は自分が決める」ことを支援することを言い、多分野で実施されています。後見業務においても「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が公表され、裁判所ウェブサイト「後見ポータル」や厚生労働省「成年後見制度利用促進室」のホームページで入手できます。これには、全ての後見人等を対象に、意思決定支援を踏まえた後見業務や支援を尽くしても本人による決定が困難な場合の代行決定のプロセスが示されています。

高齢者や障害者のための 成年後見制度相談会

成年後見制度の利用や疑問に お答えします！

開催日：毎週火曜日と金曜日（祝日の場合は前日）

時間：9時から17時（予約は前日17時まで）

対象者：高齢者、または障害をお持ちの市民の方、

「福祉と法律の相談室」

福祉の専門家と法律の専門家が
ペアで相談に対応します。

開催日：毎月第3木曜日

時間：10時から15時（予約は前日17時まで）

（要予約・相談無料） 電話 047-702-7868

しぐなるあいずでは、活動を支えてくださる賛助会員を募集しています
年会費：個人3,000円 団体10,000円（お問い合わせはしぐなるあいず事務局まで）